



竹 原 市

Press Release

「住みよさ実感 瀬戸内交流文化都市 たけはら」

自宅で いつでも 簡単に

平成31年3月27日

県内初

4月からスマホ納税できます

概 要

竹原市は、来月4月1日から市税や各種保険料等の納付について、納付者の利便性の向上のためスマートフォン決済を始めます。

金融機関の窓口やコンビニ等へ出向くことなく、スマホからいつでもどこでも簡単に納付できます。

対象アプリ



《Payb（ペイビー）》 <https://payb.jp>
ビルディングシステム㈱ アプリサービス



《ヤフーアプリ》 <https://money.wallet.yahoo.co.jp/rd/5ya>
ヤフー㈱ アプリサービス



利用方法

- (1) 上記決済用アプリをスマホにダウンロードし、利用登録。
- (2) アプリを起動し、スマホのカメラで納付書のバーコードを読み取る。
- (3) 納付金額等内容を確認、決済ボタンをタップで納付完了。

※詳しい操作方法は、各アプリのホームページで御確認ください。

対象税目等 納付書にバーコードが印刷されているもの

- 市県民税（普通徴収） ●固定資産税 ●軽自動車税 ●国民健康保険税
- 後期高齢者医療保険料 ●介護保険料 ●住宅使用料 ●幼稚園使用料
- 各種奨学資金貸付金 ●保育料 ●水道料金（下水道使用料）

利用上の注意事項

- 領収証書や納税証明書は発行されません。必要な場合は、金融機関・コンビニエンスストアで納付ください。※納税証明書は、後日、市役所・支所・出張所で交付できます。
- 支払履歴は、アプリの取引履歴や支払口座の取引明細で御確認いただけます。
- 納付金額が訂正された納付書は利用できません。
- 手数料は無料ですが、通信に係るパケット料は御利用者負担です。

問い合わせ先
竹原市 会計課 出納用度係
☐電 話 (0846)22-7752 ☐FAX 22-8576
☐担当者 秋田・宮地